

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事業)</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 第1項の事業のほか、文花子育てひろばは、一時預かり事業を行う。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(施設)</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p><u>3 第1項の施設のほか、文花子育てひろばには、一時預かり事業を実施するため、保育室を設ける。</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>(開館時間)</p> <p>第4条 子育てひろばの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、前条第2項の保育室については、午前8時15分から午後6時15分までとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 子育てひろばの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 子育てひろばの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、前条第2項の保育室 <u>(以下「保育室」という。)</u> については、午前8時15分から午後6時15分までとする。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p>
<p>第5条 子育てひろばの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。</p> <p><u>(1) 日曜日（第3条第2項及び第3項の保育室（以下次号を除き、「保育室」という。）に限る。）</u></p> <p><u>(2) 月曜日（第3条第2項の保育室を除く。）</u></p> <p>(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日</p> <p><u>(4) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第3号</u>に掲げる日（元日を除く。）が日曜日に当たるときは、保育室を除き、その日は休館日</p>	<p>第5条 〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><u>(1) 月曜日。ただし、保育室については、日曜日とする。</u></p> <p>(2) 〔同左〕</p> <p>(3) 〔同左〕</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>同項第2号</u>に掲げる日（元日を除く。）が日曜日に当たるときは、保育室を除き、その日は休館日</p>

としない。

としない。

付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の文花子育てひろばの保育室の利用に関し必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区子育てひろば条例の規定の例により行うことができる。